

浅瀬への乗揚事故多発！

～淀川河口付近では、十分に注意して航行を～

本年 9 月末、淀川河口付近の浅瀬にて貨物船の乗揚げ事故が発生しました。
阪神港大阪区では、平成 25 年以降で 11 隻の乗揚げ事故が発生しており、そのすべてが淀川河口付近の浅瀬で起こっています。

淀川に限らず、河口付近は上流からの土砂が堆積するため浅瀬が多くなっており、少しの油断が乗揚げに繋がります。

浅瀬が存在するような場所を航行する際は、必ず海図、潮汐、自船の喫水などを確認するとともに、変針点を見落とすなどの不適切な操船により浅瀬に乗揚げることが無いよう、十分に注意して安全に航行しましょう。

【事例 1】

狭い河川内で気を張って操船していたが、自船が神崎川河口部に差し掛かったところで視界が開け、その安堵感から船位確認を怠ったまま変針点を通り過ぎ、予定針路を外れて航行したため、浅瀬に乗揚げた。（別紙事例⑨）

【事例 2】

神崎川上流左岸から出港後、普段は神崎川河口にかかる橋の橋脚を目印とし、橋脚航過後に右に転舵を令していたが、当日は船長が船橋右舷側ウイングにて操船指揮をとりつてもヘドロの巻上げ確認に傾注するあまり、右転舵の号令が遅れ、針路上の浅瀬に乗揚げた。（別紙事例⑥）

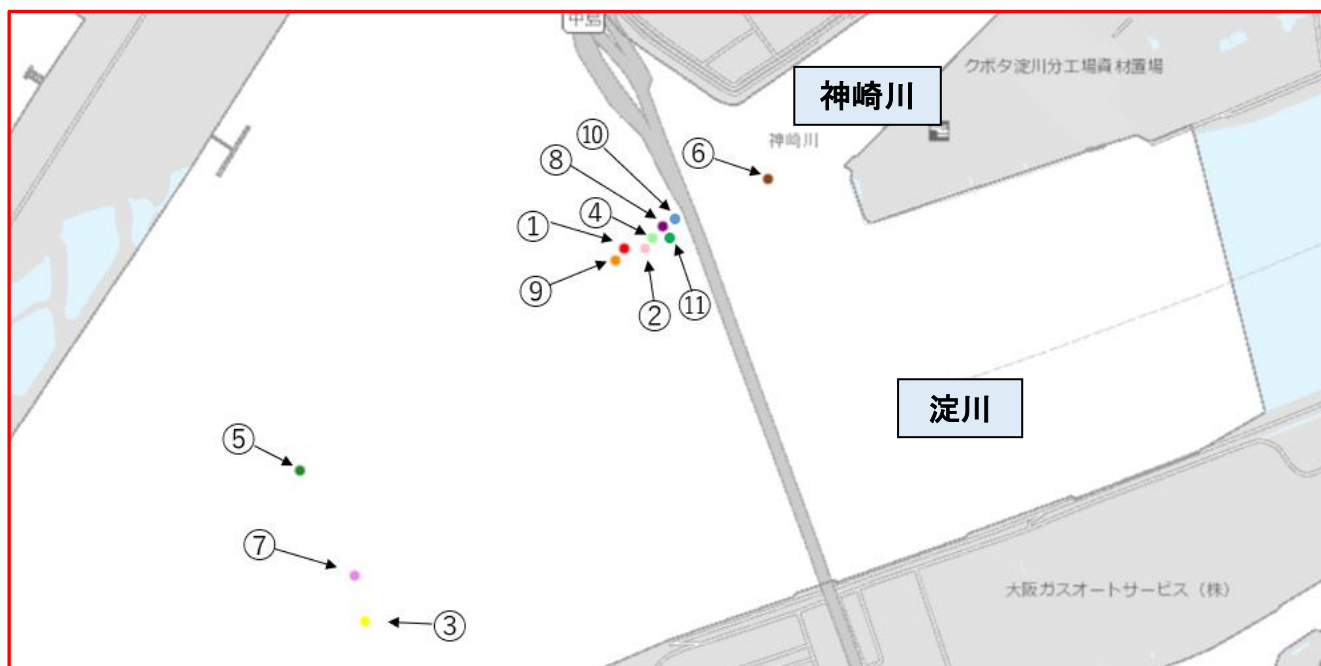


乗揚げ事故の状況（過去の事例）



乗揚げ事故多発区域（詳細は別紙）

阪神港大阪区の乗揚事故発生事例（平成 25 年～令和 7 年）



番号	発生日	船種	総トン数	乗揚げに至った経緯（主な原因）
①	H25. 9. 16	貨物船	402	自船周辺の浮流ゴミを吸い込まないことに気を取られ、変針が遅れた（操船不適切）
②	H25. 10. 13	貨物船	199	不注意により、変針点を過ぎてても変針を行わなかった（操船不適切）
③	H26. 4. 3	タンカー	99	操船交代時における次操船者への引継ぎ不足、操船者の経験及び知識不足（水路調査不十分）
④	H26. 5. 1	貨物船	363	右岸側の浅い海域を気にするあまり、通常より航路を左寄りに航行した（操船不適切）
⑤	H29. 12. 1	貨物船	487	他の乗組員との談笑、考え事などにより船位不確認状態となり、浅瀬に向かっていていることに気付かなかった（船位不確認）
⑥	H30. 3. 30	貨物船	402	船長がヘドロの巻上げに確認に傾注するあまり、転舵の号令が遅れた（船位不確認）
⑦	R1. 12. 12	貨物船	499	代理店から受領したコースラインを誤認し、また自らコースラインの設定、港内の地形・水深等を確認せず漫然と航行した（水路調査不十分）
⑧	R2. 7. 30	貨物船	335	満潮時付近でなければ乗揚げの可能性があることを認識していたものの、指定のあった着岸時刻を満潮時刻であると臆断し、自身で水路調査をすることなく航行した（水路調査不十分）
⑨	R3. 2. 27	貨物船	363	河口部に差し掛かり視界が開けた安堵感から船位の確認を怠り、変針点を通り過ぎて予定進路の南側を航行していた（船位不確認）
⑩	R4. 2. 24	貨物船	402	通常より速い速力で航行中に転舵したところ、変針を終える前に舵が抵触したと感じ、回避のため増速するも回避できなかった（操船不適切）
⑪	R7. 9. 27	貨物船	376	調査中